

税理士情報ネットワーク

TAINS

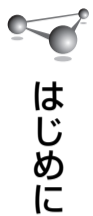
Tax Accountant Information Network System



法人税の税務調査に備えて

TAINSで検索

依田 孝子〔大森支部〕



おつめこ

税務相談等がアウトソーシングされ、課税庁は、調査と徴収に力を入れているようです。調査の件数も以前に比べて多くなったと聞き及びます。

今回は、法人税の調査等に備えて、トラブルが多いと思われる事案について、TAINSで検索してみました。

1、役員退職給与

最初に、家族経営の同族会社における代表取締役の退職の事実について争われた事案をご紹介します。

① 東京地裁判決では、次のとおり判断し、甲は実質的に退職したと同様の事情にあると認めています。

② 法人税基本通達9-2-23(平19課法2-13による改正前)は、これと同様の趣旨を、一般的に、実質的に退職したと同様の事情にあると認められる場合を例示した上で、規定したものと解される。

③ 同通達が具体的に規定している事情はあくまで例示にすぎず、分掌変更又は再任の時に支給される給与を「退職給与」として損金に算入することができるか否かについては、その分掌変更又は再任に係る役員が法人を事実的に退職したのと同様の事情にあると認められるか否かを、具体的な事情に基づいて判断する必要があります。

④ 甲は、かつては原告会社の経営において中心的な役割を担っていたものの、その病状の悪化により、従前と同様の業務を行うことができなくなり、手術などをきっかけとして、平成16年7月31日付けで原告会社の代表取締役を退任し、かつ、取締役を辞任して、監査役に就任した。以後、甲は原告会社の業務を行わず、代わりに、同会社の主要な業務は、代表取締役が就任した甲の長男が中心となって行うようになった。

上記のように、裁判所では、「実質的に退職したと同様の事情」にあると認められていますが、退職給与の金額が事業年度末に具体的に確定していなかったとして、平成16年7月期に、その金額を損金の額に算入することは認めませんでした。

なお、本事案は所得税の所得区分についても争われ、原告甲の退職に係る給与は、退職所得に当たるとして、給与所得とする被告課税庁の主張を排斥しています。

この事案は、E教室の企画・運営等を営む審査請求人が、E教室の免状コースの終了者の卒業式を、全国7か所のホテルで開催し、その費用を広告宣伝費として、損金の額に算入したところ、原処分庁から、その卒業式費用のうち「各屋敷費用等」は交際費に当たるとして更正処分を受けたため争われたものです。

不服審判所では、各屋敷費用等は、①支出の相手方が事業関連者等と認められるもの、②支出の目的が、事業関係者等との間の親睦の度を密にして取引関係の円滑な進行を図るため

検索キーワード：「役員退職給与」「分掌変更」

原告会社(呉服店)は、甲が代表取締役を退任し、監査役に就任したことから、平成16年7月期の確定申告に当たり、退職給与の金額4500万円を未払金に計上し、損金の額に算入しました。

これに対し、被告課税庁は、甲は原告会社を実質的に退職したとは認められないとして、その退職給与を役員賞与と認定する更正処

罰を担っていたものの、その病状の悪化により、従前と同様の業務を行うことができなくなり、手術などをきっかけとして、平成16年7月31日付けで原告会社の代表取締役を退任し、かつ、取締役を辞任して、監査役に就任した。以後、甲は原告会社の業務を行わず、代わりに、同会社の主要な業務は、代表取締役が就任した甲の長男が中心となって行うようになった。

上記のように、裁判所では、「実質的に退職したと同様の事情」にあると認められていますが、退職給与の金額が事業年度末に具体的に確定していなかったとして、平成16年7月期に、その金額を損金の額に算入することは認めませんでした。

この事案は、E教室の企画・運営等を営む審査請求人が、E教室の免状コースの終了者の卒業式を、全国7か所のホテルで開催し、その費用を広告宣伝費として、損金の額に算入したところ、原処分庁から、その卒業式費用のうち「各屋敷費用等」は交際費に当たるとして更正処分を受けたため争われたものです。

不服審判所では、各屋敷費用等は、①支出の相手方が事業関連者等と認められるもの、②支出の目的が、事業関係者等との間の親睦の度を密にして取引関係の円滑な進行を図るため

検索キーワード：「交際費」「萬有製菓事件」「外注費」

東京高裁では、法人の支出を「交際費等」とするには次の三要件を満たすことが必要であるとしていま

検索キーワード：「役員退職給与」「分掌変更」

原告会社(呉服店)は、甲が代表取締役を退任し、監査役に就任したことから、平成16年7月期の確定申告に当たり、退職給与の金額4500万円を未払金に計上し、損金の額に算入しました。

これに対し、被告課税庁は、甲は原告会社を実質的に退職したとは認められないとして、その退職給与を役員賞与と認定する更正処

罰を担っていたものの、その病状の悪化により、従前と同様の業務を行うことができなくなり、手術などをきっかけとして、平成16年7月31日付けで原告会社の代表取締役を退任し、かつ、取締役を辞任して、監査役に就任した。以後、甲は原告会社の業務を行わず、代わりに、同会社の主要な業務は、代表取締役が就任した甲の長男が中心となって行うようになった。

上記のように、裁判所では、「実質的に退職したと同様の事情」にあると認められていますが、退職給与の金額が事業年度末に具体的に確定していなかったとして、平成16年7月期に、その金額を損金の額に算入することは認めませんでした。

この事案は、E教室の企画・運営等を営む審査請求人が、E教室の免状コースの終了者の卒業式を、全国7か所のホテルで開催し、その費用を広告宣伝費として、損金の額に算入したところ、原処分庁から、その卒業式費用のうち「各屋敷費用等」は交際費に当たるとして更正処分を受けたため争われたものです。

不服審判所では、各屋敷費用等は、①支出の相手方が事業関連者等と認められるもの、②支出の目的が、事業関係者等との間の親睦の度を密にして取引関係の円滑な進行を図るため

検索キーワード：「交際費」「萬有製菓事件」「外注費」

東京高裁では、法人の支出を「交際費等」とするには次の三要件を満たすことが必要であるとしていま

検索キーワード：「役員退職給与」「分掌変更」

原告会社(呉服店)は、甲が代表取締役を退任し、監査役に就任したことから、平成16年7月期の確定申告に当たり、退職給与の金額4500万円を未払金に計上し、損金の額に算入しました。

これに対し、被告課税庁は、甲は原告会社を実質的に退職したとは認められないとして、その退職給与を役員賞与と認定する更正処

罰を担っていたものの、その病状の悪化により、従前と同様の業務を行うことができなくなり、手術などをきっかけとして、平成16年7月31日付けで原告会社の代表取締役を退任し、かつ、取締役を辞任して、監査役に就任した。以後、甲は原告会社の業務を行わず、代わりに、同会社の主要な業務は、代表取締役が就任した甲の長男が中心となって行うようになった。

上記のように、裁判所では、「実質的に退職したと同様の事情」にあると認められていますが、退職給与の金額が事業年度末に具体的に確定していなかったとして、平成16年7月期に、その金額を損金の額に算入することは認めませんでした。

この事案は、E教室の企画・運営等を営む審査請求人が、E教室の免状コースの終了者の卒業式を、全国7か所のホテルで開催し、その費用を広告宣伝費として、損金の額に算入したところ、原処分庁から、その卒業式費用のうち「各屋敷費用等」は交際費に当たるとして更正処分を受けたため争われたものです。

不服審判所では、各屋敷費用等は、①支出の相手方が事業関連者等と認められるもの、②支出の目的が、事業関係者等との間の親睦の度を密にして取引関係の円滑な進行を図るため

検索キーワード：「交際費」「萬有製菓事件」「外注費」

東京高裁では、法人の支出を「交際費等」とするには次の三要件を満たすことが必要であるとしていま

検索キーワード：「役員退職給与」「分掌変更」

原告会社(呉服店)は、甲が代表取締役を退任し、監査役に就任したことから、平成16年7月期の確定申告に当たり、退職給与の金額4500万円を未払金に計上し、損金の額に算入しました。

これに対し、被告課税庁は、甲は原告会社を実質的に退職したとは認められないとして、その退職給与を役員賞与と認定する更正処

罰を担っていたものの、その病状の悪化により、従前と同様の業務を行うことができなくなり、手術などをきっかけとして、平成16年7月31日付けで原告会社の代表取締役を退任し、かつ、取締役を辞任して、監査役に就任した。以後、甲は原告会社の業務を行わず、代わりに、同会社の主要な業務は、代表取締役が就任した甲の長男が中心となって行うようになった。

上記のように、裁判所では、「実質的に退職したと同様の事情」にあると認められていますが、退職給与の金額が事業年度末に具体的に確定していなかったとして、平成16年7月期に、その金額を損金の額に算入することは認めませんでした。

この事案は、E教室の企画・運営等を営む審査請求人が、E教室の免状コースの終了者の卒業式を、全国7か所のホテルで開催し、その費用を広告宣伝費として、損金の額に算入したところ、原処分庁から、その卒業式費用のうち「各屋敷費用等」は交際費に当たるとして更正処分を受けたため争われたものです。

不服審判所では、各屋敷費用等は、①支出の相手方が事業関連者等と認められるもの、②支出の目的が、事業関係者等との間の親睦の度を密にして取引関係の円滑な進行を図るため

検索キーワード：「交際費」「萬有製菓事件」「外注費」

東京高裁では、法人の支出を「交際費等」とするには次の三要件を満たすことが必要であるとしていま

検索キーワード：「役員退職給与」「分掌変更」

原告会社(呉服店)は、甲が代表取締役を退任し、監査役に就任したことから、平成16年7月期の確定申告に当たり、退職給与の金額4500万円を未払金に計上し、損金の額に算入しました。

これに対し、被告課税庁は、甲は原告会社を実質的に退職したとは認められないとして、その退職給与を役員賞与と認定する更正処

罰を担っていたものの、その病状の悪化により、従前と同様の業務を行うことができなくなり、手術などをきっかけとして、平成16年7月31日付けで原告会社の代表取締役を退任し、かつ、取締役を辞任して、監査役に就任した。以後、甲は原告会社の業務を行わず、代わりに、同会社の主要な業務は、代表取締役が就任した甲の長男が中心となって行うようになった。

上記のように、裁判所では、「実質的に退職したと同様の事情」にあると認められていますが、退職給与の金額が事業年度末に具体的に確定していなかったとして、平成16年7月期に、その金額を損金の額に算入することは認めませんでした。

この事案は、E教室の企画・運営等を営む審査請求人が、E教室の免状コースの終了者の卒業式を、全国7か所のホテルで開催し、その費用を広告宣伝費として、損金の額に算入したところ、原処分庁から、その卒業式費用のうち「各屋敷費用等」は交際費に当たるとして更正処分を受けたため争われたものです。

不服審判所では、各屋敷費用等は、①支出の相手方が事業関連者等と認められるもの、②支出の目的が、事業関係者等との間の親睦の度を密にして取引関係の円滑な進行を図るため

検索キーワード：「交際費」「萬有製菓事件」「外注費」

東京高裁では、法人の支出を「交際費等」とするには次の三要件を満たすことが必要であるとしていま

顧問先の発展は 会計事務所の アシストで決まる。

激動の時代、顧問先のニーズはますます高度化し、経営課題にまで及んでいます。MJSは会計事務所のバックヤードとして、こうした状況に対応できるよう、先進の顧問先ITソリューションで経営支援サービスの向上をサポートしています。顧問先の発展は、会計事務所の的確な経営アシストがあってこそ。それが事務所発展のカギになります。



MJSイメージキャラクター：ラモス瑠偉

経営支援サービス向上へ、MJSの顧問先ITソリューションネットワーク・セキュリティも(情報漏えい防止・PC不正使用防止)すべてMJSにご相談ください。

iCompass インターネットを活用した自計化・サポート・ 税務監査・相談業務などを支援。	ACELINK Professional Edition 顧問先へのさらなるサービス向上へ 会計事務所のトータルサービスを支援。	ACELINK Client Edition 会計事務所と同等のソフトを顧問先へ。 自計化を強力に推進する顧問先企業に最適。	SOX BOX 「情報漏えい防止、PC不正使用防止」 などに威力!!導入したその日から即稼働!
---	---	---	--

MJS 財務と経営システムのリーディング・カンパニー
株式会社ミロク情報サービス **MJS**

●お問合せ：東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル48階 TEL.03-5326-0381 ●本社：東京都新宿区四谷4-29-1 TEL.03-5361-6369(代表) ●拠点/30支社・3営業所

MJSは中田英寿さんの **TAKE ACTION!**を応援しています。
ラジオ日本・ジャイアンツナイター 番組提供中!!(毎週火曜日17:55~)